

令和8年度 我孫子市立根戸小学校・いじめ防止基本方針

令和8年4月 生徒指導主任

令和8年7月 改定

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こりうるものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になりうる危険性をもっている。様々な視点からの対応も必要であり、社会状況の変化により SNS 等のトラブルも増えるなど、表面化しにくくなっている。

こうした事実をふまえ、「いじめを絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こりうる」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめ防止に向けた早期対応、早期支援」、「いじめへの早急な対応」について、根戸小学校としての共通理解を図り、子どもの小さな SOS 早期発見のためにも更に組織的に対応していく。

2. いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条第1項より）

児童等に対して、同一の学校に在籍するなど一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

※いじめであるか否かは、表面的・形式的に判断するのではなく、被害児童が心身の苦痛を感じているかどうかを基準として、学校いじめ対策組織が組織的に判断する。また、けんかやふざけ合いであっても、背景や経過、児童の感じ方等を十分確認した上で判断する。

3. 学校いじめ対策組織

本校では、いじめの未然防止、早期発見及び適切な対応を組織的に推進するため、学校いじめ対策組織を設置し、次の教職員等で構成する。生徒指導部会は月に1度、いじめ対策委員会は事案発生時に随時開催する。

生徒指導部会	いじめ対策委員会
生徒指導主任 各学年生徒指導担当 管理職 養護教諭	校務会 担任 学年主任 教育相談担当 養護教諭 生徒指導主任 心の相談員 スクールカウンセラー

4. いじめ防止等のための取り組み

①いじめの未然防止といじめのない学校づくり

- (ア) 学校教育の全ての活動において、「いじめは絶対に許さない」という強い意志をもって全職員が職務にあたる。
- (イ) 日々の充実した学校生活の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊心や自己有用感を醸成していくことを大切にする。
- (ウ) 学級担任は、日々の教育活動の中で、支持的風土の学級づくりに努める。また、授業参観や学級懇談会等の機会を活用し、保護者及び地域に対し協力を呼びかけ連携を図る。
- (エ) 児童が、いじめを発見した時、保護者や学校職員へそのことを伝えることがいじめを止めるための行動になることを理解させる。

②いじめの早期発見について

いじめを早期発見するため、日常の観察に加え、以下の取組を年2回（6～7月、11～12月）に実施する。また、(ア)の調査結果は我孫子市教育委員会へ報告するとともに、学校に5年間保管する。

(ア) いじめについてのアンケート

- ・我孫子市教育委員会が作成した「いじめについてのアンケート」を全学級で実施する。
- ・認知したいじめは個別対応および生徒指導部会等で共有し、解消に向けた取組とその進捗を我孫子市教育委員会へ報告する。

(イ) WEBQU 検査

- ・学級の状態を具体的に把握するため、「WEBQU 検査」を3年生以上の学級で実施する。

(ウ) 教育相談月間

- ・全児童が担任と対面して面談する教育相談を実施する。

③いじめの相談体制について

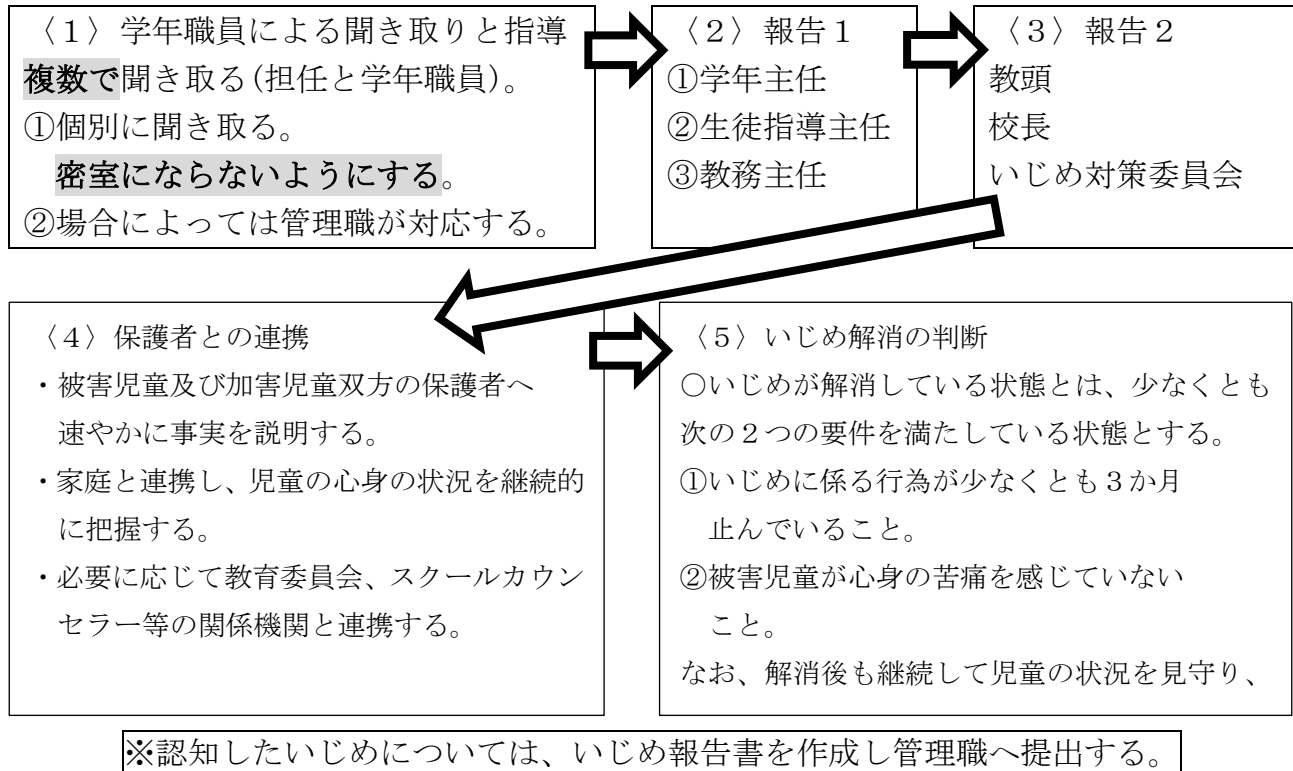
- (ア) 根戸小学校で発生した事案については、**発見者・担任→学年主任（職員）・生徒指導主任・教務主任→管理職・いじめ対策委員会**の順で報告する。
- (イ) 月に1度、生徒指導部会を開く。各学年の児童の実態や様子、月毎の生徒指導指針に対する振り返りなどを共有する場とする。
- (ウ) 特別支援教育の視点を取り入れ、児童一人ひとりの特性や環境に応じた指導・支援を行う。

④インターネット上のいじめへの対応について

- (ア) 情報モラル教育を計画的に実施する。
- (イ) SNS やオンラインゲーム等を介したいじめについても早期発見・早期対応に努める。

- (ウ) 保護者と連携し、家庭におけるインターネット利用について啓発を行う。
- (エ) 必要に応じて教育委員会、警察等の関係機関と連携して対応する。

5. いじめへの対応



6. 重大事態への対応

○重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条第1項より）

- (ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合
- (イ) 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合
- (ウ) 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合

○対応

重大事態が発生した場合は、いじめ防止対策推進法及び国・県・市の基本方針等に基づき、教育委員会の指導・助言のもとに、適切に対応する。

7. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずに、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校の教育活動を日常的に地域へ発信する努力をする。また、本方針は学校評価やいじめ防止等の取り組み状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、より実効性のあるものとなるように改善を図る。

- (ア) 学校便り・学年だよりの発行
- (イ) ホームページの定期的な更新
- (ウ) 年度末に取り組む学校評価アンケートの実施
 - ・児童アンケート
 - ・保護者アンケート
 - ・職員アンケート
 - ・学校運営協議会委員アンケート

8. いじめ防止対策年間計画

月	教科等指導内容	アンケート	教育相談	特別活動	他	
4	○道徳		教育相談日	1年生を迎える会	学級懇談会	
5	・情報モラル			異学年交流		
6	・いじめについて	WEBQU 検査	教育相談月間		異学年交流	
7	○学級活動	いじめアンケート				個人面談
8	・班、係活動を通して互いを認め合う活動を日常的に行う。					
9						
10	○教科の指導					
11	協働学習や話し合い	WEBQU 検査	教育相談月間	異学年交流		
12	活動、意見交換を通して互いを認め合い	いじめアンケート		よく遊びタイム		
1	尊重する態度の育成					
2	に重点をおく。			異学年交流	学級懇談会	
3				よく遊びタイム		